

# 立命館大学法学部ニューズレター

## 第23号



## Newsletter

The Faculty of Law

Ritsumeikan University

### 目次

オランダ滞在記	鹿野菜穂子	2
ドイツでの研究報告	二宮周平	5
英国の市民団体『民主的監視』について - エージェンシー以外に日本が英国に学べること -	小堀眞裕	8
ストラスブール滞在記	徳川信治	11
新任のご挨拶	パイロン・柴田	14

# オランダ滞在記

鹿野菜穂子

## 1 はじめに

私は、学外研究の機会を与えられ、1999年8月から2000年7月半ばまでの約1年間はイギリスのロンドンに、その後2000年9月までの2ヶ月間はオランダのユトレヒトに滞在した。外国での長期滞在は、私にとって今回が初めてであり、二つの異なる環境の中で、学んだこと、感じたことも多かったのであるが、ここでは、特に最後の2ヶ月間のオランダ滞在中に経験したことを書き綴って、留学報告に代えたい。

## 2 オランダ到着

7月19日。いよいよ、ロンドンからオランダへの移動の日である。引越し荷物は、前日に、日本行きとオランダ行きとに仕分けをして発送を済ませた。あとは、大家さんに鍵を渡してタクシーで空港に行き、悠々とイングリッシュティーを楽しんだ後、私はアムステルダム行きの飛行機に、息子は関西空港行きの飛行機に乗り込むはずであった。ところが、この優雅な(?)計画は、爆弾騒動によってうち砕かれてしまった。

まず、近くのコンビニにジュースを買いに行った息子が、20分経っても戻ってこない。突然、電話が鳴り、「こちらは警察だが、お宅の息子さんはこちらに保護している」という。「彼が何かやったの?」と聞くと、「そうではないが、爆弾が仕掛けられていて・・・」と電話口の声が答えるではないか。血が引く。「息子はどこ? 大丈夫なの?」「いや、爆弾にやられた訳ではないから大丈夫だ。ただ、このまま家に帰らせてよいか、確認しようと思って・・・」「とにかく早く返して!」5分後に、彼は平然として家に帰ってきた。だが、大変なのはそれからだった。

借りていた家から200メートルほどのところに、パディントンから西の方へ行く鉄道の線路とそれを跨ぐ橋がある。その橋に、当日の早朝、何者か(IRAという噂だったが未確認)が爆弾を仕掛けたらしく、その情報を得た警察は、半径800メートル内の道路・地下鉄・鉄道を全て閉鎖して、爆弾の撤去作業にかかることにしたらしい。閉鎖され



た駅の近くにあるタクシー乗り場は、待ち客で長蛇の列。友人が、車で迎えに来ようとしてくれたが、どの道も通してくれない。時間だけが徒に経過し、私は、鉛のように重いトランクを目の前にして途方にくれる。飛行機の離陸予定時刻も迫り、この日の出発を諦めかけた頃、別の友人が頼んでくれたタクシーが、警察の関門をくぐり抜けて目の前に現れた。猛スピードで空港へ向かい、この爆弾騒ぎで混乱している空港の中、離陸8分前にチェック・イン。広い空港内を走って搭乗口にたどり着き、シートに座ると間もなく飛行機は動き出した。約1時間後、ロンドンの混乱とは対照的な、風車のあるおだやかなオランダの田園風景が目の前に広がってきた。

### 3 モーレングラーフ研究所での第1日

7月20日。ユトレヒト大学のモーレングラーフ研究所を訪れた。ユトレヒト大学の法学部の教員は200人近くおり、各教員が、その専門によって、いくつかの異なった研究所に所属し、研究室もその各研究所の建物の中にある。そのうち、モーレングラーフ研究所は、私法分野の研究所であり、今回私は、同研究所の主任教授の一人であるホンディウス教授を通して、そこに籍を置かせてもらうことになったのである。

実は19日の夜、民法関係の教員数名が集まって、歓迎の晩餐会を開いてくれた。そのとき彼らは、丁度大学は夏休みの期間中なので、研究所に来ていた人が少なくてサービスも行き届かなく、寂しい思いをさせるかも知れないとしきりに心配していたので、私は覚悟をして研究所の入口に立った。しかし、予想に反して、受付の人は、待ち構えていましたとばかりに、笑顔で私に丁寧な挨拶をし、ホンディウス教授の研究室に連れていかれた。

ホンディウス教授は、ある部屋へ私を案内し、ここを研究室として使ってくれと言い、さらに自ら私を連れてスタッフの研究室をまわり、当日来ていたスタッフ全員に私を紹介してくれた。もちろん、私には、多くのスタッフの名前と顔を一度に記憶できるはずも

ないが、私法専門の研究所だけあって、私の専門に興味を持ってくれるスタッフが多いのは幸いだった。この「紹介」によって、私は、以後、研究所で誰かとすれ違う度に常に笑顔や声をかけられ、また、特に近い専門領域の若手の研究者とは、昼食時などにお互いの研究内容についての話ができることになった。研究所の次は、別棟の法律図書館への案内。図書館でホンディウス教授と別れ、しばらくして私の研究室に戻ってみると、デスクの上には、パソコンと私のパスワード、図書館カード、コピーカードなど、必要なものは全て用意され、民法スタッフの温かいメッセージの書かれたカードが添えられている。細やかな気配りが、外国からやってきた研究者にとってどれほど有り難いことかを実感すると共に、初対面の人間に対するイギリス人とオランダ人の接し方の違いをあれこれと思い浮かべていると、おかしさがこみ上げてきた。

### 4 ヨーロッパ民法編纂プロジェクト

さて、私がこの研究所において外留期間の最後の2ヶ月を過ごすことにしたのは、ヨーロッパ民法典編纂作業の状況を調査するためであった。すなわち、日本の契約法は、従来、諸外国とりわけドイツ・フランスの大きな影響の下に制定され解釈されてきたが、そのいわば母法である両国の契約法ルールが、ヨーロッパ共同体の結成、国際取引の増大、それらを背景とした私法の統合化の動きの中で、根幹から揺らぎつつある。2000年には、ヨーロッパ契約法委員会(ランドー委員会)から、「ヨーロッパ契約法原則(Principles of European Contract Law)」の一部と二部の合冊本が刊行された。これは、契約総論部分(契約の成立要件、効力、契約に基づく当事者の一般的権利義務、給付障害における法律関係等)につき、各国の国内法を比較検討した上で、ヨーロッパのモデル法を作成し、その各ルールとその解説を記したものである。その後、これに引き続き、対象を契約各論及び不法行為にまで拡大した「ヨーロッパ民法典(モデル法)」の編纂プ

プロジェクトが開始された。作業は、対象領域ごとにいくつかに分割され、オランダ、ドイツをはじめとする複数の国の研究機関に分担されることとなった。この継続作業の一つの核をなし、売買契約を担当することになったのが、ユトレヒト大学のホンディウス・チームだったのである。

私は、ホンディウス教授から、9月の研究会において、売買契約における契約適合性及び危険負担をめぐる日本法のルールと問題状況について報告してくれないかと話を持ちかけられた。そこで、私は急遽、関連部分の文献を日本から取り寄せ、そのチームで作成された質問表や既にまとめられたヨーロッパ各国のレポートに照らし合わせながら、日本法の状況を整理し、英語でレポートを書くという作業に取りかかった。日本法に対して寄せる関心は、ヨーロッパの研究者の中でも人によってまちまちであろうが、私としては、研究チームの一員として主体的に参加することによって、彼らの作業の意味と進め方を理解し、チームのメンバーと議論をする機会が増え、問題自体がより鮮明に見えるようになった。この作業は、予想以上の時間を要したが、これによって、私は、日本では得難いものを得ることができたように思う。

## 5 若い力と自由な発想

ヨーロッパ民法典編纂プロジェクトに関して、一つ驚いたのは、このチームがヨーロッパの様々な国から来た若いスタッフを多く擁しており、その新鮮で自由な発想に基づいて議論が進められていることである。9月の研究会には、ドイツのオズナブリュック研究所から、フォン・パール教授の率いる不法行為法チームが合流したが、このチームも、多国籍のエネルギー溢れるメンバーで構成されていた。フォン・パール教授が、研究会での開口一番、「私は、今やヨーロッパは一つの国だと考えている」と明言し、さらに私の方を向いて、「今後、伝統的なドイツ法律学を学ぶには、日本に行くのが最適であろう」と言ってにやりと笑ったのも印象的であった。

国際色豊かなのは、このような特定の国際プロジェクトだけではない。私が顔を出したユトレヒト大学大学院講義の出席者の半数以上は外国人であったし、今後は、外国からの学生を受け入れるための諸施策（講義で用いる言語、講義内容を含めて）が、より一層積極的に展開される予定だという。このような環境の中で培われた若い知性が、近い将来、ヨーロッパの法制度に必ずや大きな変革をもたらすであろうことを予感させられた。

(かの・なおこ 民法)



## ドイツでの研究報告

二宮周平

2000年3月29日から9月18日まで、フライブルク大学で在外研究の期間を与えられた。しかし、限られた研究期間と自身の外国語運用能力の限界を考え、テーマを子どもの意見表明権の手続的な保障にしばつた。

ドイツではこの点に関して、日本に比べてはるかに進んだ制度を構築している。それは、第一に、1898年の非訟事件手続法制定の際に、子どもの抗告権（不服申立権）を規定していたこと、第二に、1979年の親子法改正で、親権の規定が抜本的に改められ、親の子に対する配慮（世話）義務とされ、この義務を行使する際には、親は子の意見を聞くことが規定され、これに対応して非訟事件手続法に、子に関する事件について、家庭裁判所に子の意見を聴取する義務が明記されたこと、第三に、1998年の親子法改正で、当事者による自主的紛争解決を促進するシステムが導入されたのに伴い、非訟事件手続法に、深刻な父母間の対立のために、子が自分の意見を述べるができない場合のための、子の意見を代弁する制度（子どもの弁護士）が設けられたこと、に端的に現れている。

そこで、非訟事件手続法の規定を中心に、

1898年の非訟事件手続法制定当時の立法資料、1979年の親子法改正の際の家裁の意見聴取義務に関する立法資料、1998年の子どもの弁護士制度に関する立法資料を収集した。

次に実際の運用状況を知るために、受入機関である、フライブルク大学比較私法研究所のフランク教授およびツェパーニック助手の協力により、フライブルク家庭裁判所（Amtsgericht）を訪問し、クルスマン裁判官による裁判の実際を見学した後、同裁判官に上記の課題に関してヒアリング調査を行った。

またフライブルク大学において民事訴訟法および民法の授業を担当されているライボルト教授を訪問し、親子法改正と非訟事件手続法改正との関係、子の抗告権が1898年から規定されていることの意味、抗告権を規定しながら、申立権を認めていないことの意味などについて、ヒアリングをした。

以下、簡単ではあるが、その成果の概要を報告したい。

1898年5月20日の非訟事件手続法59条では、「親権に服している子または後見人に服している被後見人は、自己の身上に関する事項については、法定代理人の関与なくして、抗告権を行使することができる。これは、被後見人が後見裁判所の判決・決定の前に聴聞されるべきである事項にも適用される。前項の規定は、行為無能力者または14歳に達していないものには、適用されない」と規定されていた。立法趣旨としては、次のように意見書で述べられている。

すなわち、「被後見人に帰属する抗告権は、一般的な原則によれば、後見人によって、後見人が妨害されている場合には、民法1909条にしたがい、保護人によって、行使される。しかし、草案59条は、被後見人に有利になるように、それに加えて、これらの者が14歳に達しており、精神障害のために行為無能力でない限り、自己の身上に関する事項については、法定代理人の関与なくして、独立して抗告を申し立てることができる」と定める。また親権に服する子にも、草案は同様の権限を認める。その結果、被後見人または親権に服する子は、次のような場合に独立した抗告権を有する。婚姻締結への同意、取り消しうる婚姻の追認、あるいは親によってなされた養育費の給付の定めの変更などの申立てが却下された場合、教育あるいは矯正施設への収容が命じられた場合、成年宣告（未成年の解放）がなされる、あるいは拒否

された場合などである。同様に59条に基づいて、未成年の妻も、家事権限の回復の申し立てが後見裁判所によって却下された場合に、その命令に対して抗告を申し立てることのできる地位にある」と。

このように主として後見人による婚姻の同意など家族事項に関する恣意的な規制から、被後見人の利益を守ることから出発して、親権に服する子にも同様の利益を保障しようとしたものだといえる。被後見人および子の利益を守るためには、これらの者自身の抗告権を認めた方がよいという判断の根底には、手続的な権利主体性の承認があったように思われる。

同法は、1979年の親子法改正（「親の監護の権利の新たな規制に関する法律」）に連動して、新たに、判決や決定が子または被後見人に告知されなければならない旨の規定が導入された。しかし、もっとも重要なことは、家裁の意見聴取義務を定める50条bが新設されたことである。すなわち、家裁は、身上監護および財産監護に関する手続において、子の意向、意思が決定にとって意義を有するとき、または子から直接に印象を得ることが事実の確認のために適切であるときには、子から意見を聴取すること、子が満14歳以上であるときには、身上監護に関する手続において、子から常に意見を聴取し、財産法上の事務においては、事務の種類によって適切と思われるときには、子は意見を聴取されなければならないこと、そして意見聴取にあたり、子は、その成長または教育に不利益が及ぶおそれのない場合に限り、手続の対象並びに起こりうる結果について、示されなければならないこと、重大な理由がある場合に限り、意見聴取を行わないことが許されること、である。満14歳の子については、原則聴取が義務づけられ、14歳未満の場合も、 によって意見聴取の必要性和意義が述べられている。

これらの規定によって、子は自らにかかわる身上・財産上の事項について、意向や意思、意見を聴取され、14歳以上であれば、

下された決定・判決の内容を告知され、もしこれに不服があれば、自分の意思だけで抗告をしたり、代理人（弁護士）を選任して手続を進めることができるようになった。しかも聴聞の際の意向・意見と抗告とが食い違ってもよいとされている。つまり意見の変更をすることができるのである。こうして非訟事件手続法50条bと59条は、単なる手続規定という意味以上の意義を有することになったのである。

問題は、59条により、独立した抗告をすることのできる権利を認めたことから、独立して必要な申立てを開始する手続上の権利は生じないことである。申立権は、行為能力を制限されている者に、民法または手続法が一定の法律行為を自分でなしうる、あるいは権利を行使しうる能力を付与している場合にのみ、与えられるとされる。申立てには実体的な行為能力が必要であるが、いったん進められた手続においては、決定に満足できるか不満足であるかの判断は、こうした能力がなくても可能であり、手続的に不服を申し立てる地位を保障してもよいと考えるようである。しかし、学説には、これを矛盾と捉え、申立権をも承認すべきだとする批判がある。また14歳未満の子が意見を聴取された場合には、告知や抗告のためには、なお14歳という年齢制限があるままであり、不服申立てが保障されていないことをどう評価するかである。

さて実際の運用について、家裁での裁判官のヒアリング調査によれば、裁判官が直接、幼稚園や学校に赴いて、子の意向や意見を聴取すること、年齢的には14歳以上は当事者であると認識していること、4歳の子に直接面接した経験があること、裁判開始前には、少年保護所で専門のカウンセラーなどが意向や意見を聞いたりしており、裁判官の聴取は最終的な確認の意味が強いこと、子ども自身が抗告することはきわめて例外的であり、ほとんどの場合、代理人が行っていること、父母の対立が激しい場合や子どもに影響が大きい場合には、子どものために弁護士（子ども



弁護士)が選ばれることがあるが、フライブルク家裁では、年に5、6回にとどまること、子ども弁護士は成年後見人程度の報酬なので費用が安く、かつ経験の深い弁護士が選任されるので、積極的に意義づけることができることなどの、回答を得た。

以上のことから、歴史的に古い沿革をもつ子どもの抗告権は、子どもを手続の当事者として位置づける上での理念的な役割が大きいこと、子どもの意向・意見の聴取は積極的に活用され、裁判前の段階における少年保護所の専門家によるカウンセリングをかねた調査と、裁判の段階における裁判官の直接的な確認的な意味をかねた調査に分かれて、それぞ

れの持ち味を活かしていることがわかった。

残された課題については、ドイツで収集した資料を元にまとめていきたい。

49歳での初めての留学、かつ外国語が苦手、25年ぶりの単身赴任ということも加わり、当初の2、3か月はしんどかったというのが実感である。しかし、事前の手配につきアドバイスいただいた同僚の先生方、フランク教授を始め、現地で交流した方々に親切にいただき、何とか留学を全うすることができた。お世話になった方々、寛容にも送り出していただいた法学部の同僚の方々に厚くお礼申し上げる次第です。

(にのみや・しゅうへい 家族法)



(フライブルク市街)

# 英国の市民団体『民主的監視』について

## - エージェンシー以外に日本が 英国に学べること -

小堀 眞裕

英国での研修でエセックス大学を選んだ理由はいくつかあるが、その一つは、エセックス大学の人権センターに本部を置く『民主的監視』Democratic Auditの活動を知りたかったことである。政治学では半ば常識的なことであるが、政権交代が政策の交代を生み出すとは必ずしも限らない。英国でも多くの分野で、労働党政権は前保守党政権の政策を受け継ぎ、その結果、英国の二大政党の政治は、両党のコンセンサスに支配されているという議論がある。しかしながら、ブレア労働党も、いくつかの重要でかつ、保守党が全くなしえなかった政策を実行している。それは、デヴォリューションやセクション28の廃止などの民主主義的課題についてである。そして、そうした政策の立案に、直接・間接に少なくない影響力を与えてきたのが、Democratic Auditのような市民団体であった。このニュース・レターでは、その活動に関して、印象に残ったことを書いてみたい。

まず最初に、『民主的監視』とは何か、についてである。英国の『民主的監視』とは、研究者や政治家やその他市民たちからなる市民団体で、90年代の初めに結成されている。他にも、80年代の後半には、英国における成文憲法の制定を求める『憲章88』という運動があり、他にもFOI法(Freedom of Information Act)に関する市民団体など、90年代英国政治に強い影響を与えた市民団体が幾つかある。

こうした市民団体の活動は、それぞれの得意分野を持つものであるが、研究者・政治家が中心になってやっているせいか、決して市民レベルを広範に巻き込んだものではなかったが、大きな影響をもつものであった。例え

ば、英国では90年代半ばに、日本では特殊法人とか、独立公共機構と訳されるクワンゴQuango: quasi-autonomous national governmental organisationの問題が注目を集めたが、この問題を常にリードし、議会における議論においてもそのアジェンダを事実上設定してきたのは、こうした市民団体組織の一つであった『民主的監視』の運動であった。そして、彼らの運動は、90年代前半に政権を担当していた保守党を、ある意味では追い詰めて行ったし、そういう意味では、ブレア労働党の台頭ともオーバーラップするところがあった。また、経済政策にはほとんど口を出さず、ひたすら政治の民主化を求めるその路線は、90年代前半に優勢であったリブラブ路線(自由民主党Libと労働党Labの連合路線)の方向を支持しているようにも映ったし、実際、かれらをそういった論調で批判する研究者も、英国にいた。

したがって、ここで疑問となるのが、こうした市民団体運動の性格であった。彼らの果たした役割は客観的に見れば、今述べたように、保守党政権下においては労働党の追い風になるものであった。しかし、彼らの文献などを読む限りでは、彼らはいかなる政党などからも独立しているということであった。たしかに、それは理論的には不可能ではない。しかし同時に、日本においては、良くも悪くも、ほとんどすべての運動が何らかの政党や、そうでなくとも何らかの政治勢力に影響されてきたことを、一政治学研究者としてよく知っているのも、そうした市民団体がいかなる英国における政党や政治勢力からも独立しているということが俄かには信じられなかった。



そこで、エセックス大学やその他でいろいろとお話を聞かせていただいたが、どうしても公式見解の域をそのときは出ることができず、自分としても納得ができなかったので、『民主的監視』の責任者であるスチュアート・ウェア氏にお願いして、『民主的監視』の集まりに幾度か参加させてもらった。そのうちの一つは、やはり『民主的監視』のメンバーで、クワンゴという名付け親でもある、エセックス大学の行政学者アンソニー・パーカー氏による『タスク・フォース』に関する出版会であった。

このタスク・フォースというのは、日本の首相などが持ってきた私的諮問機関のようなもので、ブレア政権になってから急激に増加したものであった。この私的諮問機関は、公的な各省の支配下にある審議会(Advisory NDPB)とは違って、構成員の任用、年報の公表などなどの手続きを課されていないにもかかわらず、事実上政府の政策の決定作成機能を担っていた。英国では、90年代のクワンゴ問題以来、こうした半政府的な団体の任用に関しては、厳しい監視が官民含めてあり、ブレア政権はそうした監視の目を逃れて、フリーに政策を決定するために、こうしたタスク・フォースを作ったのだといわれている。その日は、ウェストミンスター・ノーマン・ショー・ビルディングという日本の議員会館にあたる場所での研究会に参加した後、ポリテコ書店\*での出版祝賀会に参加させてもらった。ところで、このときは酔いにまかせて、いろいろとウェア氏に立ち入ったことも含めて聞くことができた。そのうちの一つは、先にも述べたこの団体の性格であった。私は、その前のノーマン・ショー・ビルディングでの研究会が労働党下院議員トニー・ライト氏の便宜で行われており、ライト氏も参加していたので、思い切って、この団体は形式的には独立であるが、事実上労働党的な団体なのではないか、親ブレアではないが労働党的なのではないかという、かなり失礼なことをはっきりと聞いた(というか、私の語学力でははっきり言うしかなかった)。すると、さ

すがに、少し色をなして、それは絶対に違うと否定された。彼と労働党との関係に関しては、ここでは書けないこともお聞きしたが、とりあえず、彼の話のを要約すると、『民主的監視』にはまさに超党派の政治家が多数おり、中には保守党の議員もいて重要な役割を果たしていること、そして今のところ、各政党が自党の議員を使って、組織的な運営の妨害や操縦をしようという動きはないこと、そして、彼及び中心的なメンバーは、労働党関係者ではないことであった。また、現在の労働党の路線に関しては、どう考えているのかをお聞きしたところ、ブレア政権はタスク・フォースの問題にしても、デヴォリュションの問題にしても、民主主義の問題を軽視しているとして、批判的であった。そしてまた、この『民主的監視』は、そうした民主主義の向上という一点で集まっているからこそ、保守党も労働党も含めた超党派の人間で運動が維持できるとも語っていた。

ところで、その日は、その他、クワンゴ問題についても、ウェア氏にいろいろお話を伺ったし、その後は、シェフィールド大学の行政法学者ノーマン・ルイス氏にもいろいろとお話を伺い、収穫の多い一日であった。

ところで、こうした市民団体活動と政党との関係、そして政党の政策作りという問題を考えるとき、日本との事情の違いを実感せずに入られない。日本においては、周知のとおり、政治学者も経済学者も、政府の審議会を除いては、政治に関してはほとんどタッチしない。また、政党の方も、大して研究者を必要としない。たしかに、何かの集まりに講演を頼むくらいのことではあるが、その程度である。そして、そもそも、政治学に限らず、文系のどの分野でも、研究者の中で現実の政治に影響を与えようとするものは、あまりない。たしかに、憲法問題やNPOなどいくつかの分野では、意味ある研究者の運動はあるが、まだ広範さと持続性という点では英国のそれほどではない。さらに、決定的に異なるのは、そうした運動に政治家は関心を示さないし、関心を示すときは必ずそれが政治的に系

列化されてきた傾向があることである。そこが、研究と政治の意味のある関係を作っていく上で日本における課題であるように思われる。

また、日本におけるこうした研究者と政治家の分断という問題のせいか、日本ではエージェンシーが不当なくらいに官僚によって賛美されている反面、英国での批判的な議論が伝わっていないことを実感した。実際、エージェンシーは、1990年代の初めに総務庁の役人などが日本で積極的に紹介し始めたことが普及のきっかけになっているといえる。私は、エセックス大のボイル氏や先述のウェア氏などに、日本ではクワンゴはまったく知られていないけど、日本の政治家や官僚はエージェンシーを行政改革の目玉にしていることをお話ししたところ、彼らは、エージェンシーは悪名高いクワンゴとは大変類似したものな

のに、片方が知られていて片方がまったく知られていないのは大変奇妙だと述べていた。実際には、英国では、クワンゴは有名で一般の人も含めて知られているが、日本で大流行のエージェンシーは、別にそんなに有名ではない。実際、研究文献では圧倒的にクワンゴの方が多い。クワンゴは90年代に歌にもなった。今から4・5年前に流行った英国のロックバンド“Blur”が、“Mr. Robinson's Quango”という曲を歌っているが、その歌詞をみれば、このクワンゴが一般の国民にどう思われていたのか、一目瞭然であろう。また、英国のコメディアンとして有名なドン・フレンチの喜劇にも、クワンゴは登場する。それに比べて、エージェンシーはどうか。もちろん、行政学者や政治学者などは知っているであろうが、一般の人はそんなに知らない。まるで、ユリ・ゲラーのようである。

(こぼり・まさひろ 政治学)



\*ここは小さい書店だが、実は政治及び政治学に関する書物はここが一番充実している。ロンドンで本屋といえば、ウォーター・ストーンやフォイルズが有名であるが、政治に関する本ではこちらの方が明らかに上である。しかも、政治家の人形や絵葉書など、あまり観光地では売っていないお土産もある。そし

て、何と言っても面白いのは、ウェストミンスターに近いせいか、客は政治家がごろごろしていることである。平日の昼間などに行けば、意外な人物がいたりするので、おもしろい。観光ガイドには載っていないが、英国政治に少しでも関心のある人は、絶対に行つて損はない。

## ストラスブール滞在記

徳川 信治

私は、1999年3月より約1年半の期間、フランス・ストラスブールで在外研究を行う機会を得た。指導教員及び研究の関係上、最初の1年をロベール・シューマン（ストラスブール第3）大学ヨーロッパ高等研究所で、残り半年を同じストラスブール市内にあるルネ・カサン国際人権研究所で、研究を行うこととなった。

初めての外留経験でもあり、緊張の連続であった。まず、問題となったのは滞在許可証の取得であった。留学された先生方いうかがった手続きとは、異なっていたこともあって、出発前そして現地到着後もかなりこの手続きに苦労させられ、この取得に私は、3ヶ月、妻は4ヶ月かかった。しかし実際には、研究者は、通常のルート（県庁で申請）ではなく、文化科学省の下におかれたKastler財団で申請すれば、1ヶ月かからないことが後で分かった。この財団は、高等教育に従事する外国人研究者・研究生及びその家族がフランスに滞在するにあたって生じる問題（住居・保険・語学等）についてサポートしており、これを最初に知っていれば、こんなに苦しむことがなかったろうにと後悔した（財団のHPは、<http://www.cnrs.fr/fnak>）。

さて、在学研究中の基本的研究スタイルは、欧州審議会及び欧州人権裁判所の付属図書館、或いは国立図書館で、第一次資料を含む資料文献を収集し、読むという日課であった。欧州審議会及び欧州人権裁判所の付属図書館は、これら機関の第一次資料が豊富にあり、ここを拠点として研究スタイルを確立した。

さらに、在外研究前にお会いした人権裁判所Ress判事や、ストラスブールの滞在中を通じて知り合った多くの職員から、様々な情報を提供していただいた。さらに妻が、若干の茶道の心得のあったことも手伝って、多くの方

と家族ぐるみの付き合いをさせていただいた。こうした中から得た研究成果は、今後紀要で公表していきたいと思う。以下では、私が滞在中のストラスブールの紹介を兼ねて、いくつかの動きについて述べたいと思う。

ストラスブールは、人権保障の拠点としてヨーロッパでも有数の都市である。欧州審議会及び欧州人権裁判所と人権保障に関する機関がそろっているだけではなく、私が所属したロベール・シューマン大学ヨーロッパ高等研究所は、フランスでの人権研究の拠点として位置づけられ、またルネ・カサン国際人権研究所は、世界人権宣言など国際人権章典の作成に大いに寄与し、ノーベル平和賞を受賞したルネ・カサンが設立した研究所として世界的に有名である。この国際人権研究所は、さらに毎年7月1ヶ月間を利用した「国際人権法セミナー」を開催していることでも有名である。

このセミナーは、教授陣が、世界中から国際人権・人道法の一線で活躍されている、国際機関職員、人権裁判所裁判官や大学教授で構成されており、また開催規模の面でも、講義内容の面でも、ヨーロッパ有数のセミナーである。世界各国から参加者がある。毎年450名から500名程の参加を得ているというから、かなり大きな規模であるといえよう。また参加者の経歴も多彩である。大学生から大学院生、大学教員、国家・地方公務員、国際機関職員、NGO職員、さらには弁護士まで、多種多様である。とはいっても、このセミナーの参加条件が、国際法、国際人権・人道法に関わる専門単位の取得、或いは人権保護に関わる実務従事者という参加条件があるため、共通の基盤がある。そのため、すぐに教室の内外で国境を越えた交流の花が咲いた。話題は、おのずと自国での人権保障、他国の人権保障や国際人権保障の問題に集まった。残念ながら

ら、日本からの参加は、私の知る限りでは今年1名であり、他に私のようにヨーロッパに居住する日本人による5人の参加があったに過ぎない。

セミナーは、基礎講座とテーマ講座に分かれる。基礎講座では、国連の人権保障システム、欧州や米州、アフリカといった地域的人権保障システム、そして国際人道法といった、国際人権法・国際人道法に関わる基礎的な講義が用意されている。他方、テーマ講座は、毎年その時々に関心によって変わる。今年のテーマは、「経済と人権」であった。

このテーマ講座では、国際法における私企業の位置付け、私企業による人権侵害についての国際的動向、世界貿易機関（WTO）と人権保護に関わる社会条項との関わり、児童労働に対する国際的規制、など、その研究について第一線で活躍されている教授陣による講義は、中身の濃いものだ。他方、参加者も負けてはいない。実践で活躍されている参加者や学者も少なくないので、教授陣に食い下がるという場面も少なくなかった。

このセミナーでは、講義が全て終了した最終日、試験を受け、合格しないと受講修了証が得られない。またこの受講修了証だけではなく、一段高いディプロマも用意されている。しかし、このディプロマを取得するためには、かなり難しい試験に合格することが求められる。まず、一次試験が4時間にわたる筆記試験があり、それに合格すると、欧州人権条約違反の問題を題材とした事件についての24時間以内の判決文作成、そして口述試験からなる二次試験が待ちかまえている。こうした難関を突破できたのは、2000年度受験者32名中、たったの2名。昨年度も約50名中3名であったというから、かなり厳しいものであることがわかる。しかし、このディプロマを取得すると、人権・人道に関する国際機関への就職も有利になるため、欧州の学生は、必死に勉強しているようであった。

さて、このセミナーに参加してみると、アジアからの参加者、特に日本からの参加者が少ないことに気づかされた。やはり地球の裏側で開催されているからであろうか。それで



も、アジアからの参加者は、アジアのネットワーク作りの必要性を力説される方が多いのも特徴的である。やはり、アジアには、ストラスブールの国際人権研究所のような実務者・研究者・学生を一堂に集めて研修・研究を行う機関が存在せず、また欧州人権条約といった地域的な人権条約がないからかもしれない。

ストラスブールは、上記のように人権研究を中心とした国際機関を擁す国際都市である。またそれ以上に、ブリュッセル、ルクセンブルクと並んで「ヨーロッパの首都」としての地位を確固たるものにしようとしている。日本との関係でいえば、ストラスブールが中心地となるアルザス地方は、日本企業が多いのも特徴的である。このアルザスを含むライン川流域を4つめの「青いバナナ」となるべく工業先進地域になるように努力している。この「青いバナナ」、地球上の夜に光り輝く工業地域のことを指すらしい。これまでの「青いバナナ」とは、米国東岸及び西岸、そして日本だそうである。

また学術・文化面でも日本との関わりを構築しようとしている。例えば、ストラスブール3大学は、結束して、パリの大学都市にある日本館に次ぐ、2つめの日本との学術交流の拠点として、「日本大学館」を設立することを文部省から約束を取り付けた。本年5月にその開館式が行われるそうである。

こうした公的な運動にあわせて、今回の在外研究で得たネットワークから、日欧の学術文化交流の拠点として民間団体「欧州文化研究学際フォーラム」(IFOSEC)が生まれた。とはいっても、私が主導的な役割を果たしたわけではない。このフォーラムは、日欧の研究者・研究生がストラスブールで研究生活を行うにあたっての学術活動の提供等のサポート及び学術交流を行うことを目的としている。現在会員は、経済学を中心としているものの、法学、社会学、音楽学など多彩である。当面は、会員に限定した学術交流に限定されるものになりそうだが、なんとか軌道に乗せることができればと考えている。

(とくがわ・しんじ 国際法)



## 新任のご挨拶

バイロン・柴田

私は、本年8月に立命館大学法学部の専任講師として赴任してまいりましたバイロン・シバタと申します。日本に滞在するのは初めてではなく、10年ほど前に東京都三鷹市にある国際基督教大学の留学生として学んだことがあります。そこでは、さまざまな科目を勉強しましたが、主として学んだものは「日本語」でした。その後、母校であるUCLAに戻り、そこを卒業した後、東京で読売新聞の英字部で記者(copy editor)として勤務しました。この後、ハワイ大学ロースクールに入学し、3年間で卒業いたしました。

現在、日本で法曹養成システムが大きな変革を受け、法科大学院設立の気運が高まっていることから、私の経験したアメリカ合衆国のロースクールの印象を述べ、自己紹介にかえたいと思います。

合衆国のロースクールの課程は、とても過酷ですが魅力的でもあります。授業内容の水準は高く、勉強量はそれに比例しきわめて多くなります。その結果、1回生から厳しい状態です。学生は、法律家(弁護士)としての考え方を苦労しながら学びます。多くの学生にとって難しいのは、弁論術や説得の技法を学ぶことです。というのも、これらはそれまでにまったく体験したことのないものだからです。ロースクールの講義は、ソクラティック・メソッドで行われますが、これも学生にとってはたいへんです。教授は、講義において、事案の概要を説明するだけで答えを提示しません。大まかな事案を前提にして、多数の質問が学生に投げかけられるのです。しかも、期末試験だけでなく、このような講義での質疑応答も成績評価の対象になるのです。

ロースクールの必修科目として、たとえば、リーガル・リサーチ・アンド・ライティングが課せられますが、それ以外にも多数の選択科目があります。学生の中には、司法試験の準備のため、会社法や証拠法を受講する

者もいます。私の場合、自分の関心から、連邦法、土地法や海法等の科目を受講しました。

合衆国のロースクールでは、最近、インターンシップとリーガル・クリニックという新たな科目が注目を集めています。たとえば、弁論技術を向上させるために、防御や検察等のクリニックを受講する学生が増えています。私は、貧困ゆえに法的サービスを受けられない人を支援するリーガル・エイドという科目を受講しました。インターンシップ・プログラムは、学生が法律事務所や裁判所で現実の実務を体験する科目です。ハワイ大学のインターンシップ・カリキュラムは、アジア太平洋地域に展開しており、私はタイの法律事務所でインターンシップを行ないました。その経験により、法技術的な能力を伸ばすことができましたと思います。

合衆国のロースクールの学生はたいへん忙しく、週末もずっと勉強しているため、アルバイトなどをするのは困難です。しかし、時間をさいて働く場合もあります。たとえば、私は、憲法の教授のリサーチ・アシスタントを勤めました。これは自分の勉強にも非常に有意義だったと思います。

ロースクールの学生時代はとても厳しいものでしたが、法律家になる基礎を固める意味でとても重要なものだったと思います。

私はロースクールを卒業後、カリフォルニア州の司法試験を受験し、合格しました。(合衆国は連邦制度という政治形態をとっていますので、法律も州ごとに多少異なります。従って州ごとに別の試験があります。)その後、立命館大学に着任いたしました。現在は、講義に加え、研究にも従事していますが、特に地域使用制度に関する法律、及び海法に関して、国際比較という立場から研究を行なう予定です。

(ばいろん・しばた 英米法)



## 法学部関連の主な学術交流・研究活動(2000年11月～)

- 00年11月2日 国際学術交流研究会：ハワイ大学法科大学院長 ローレンス・フォスター氏「アメリカの法科大学院」
- 00年11月6日 現代法曹研究会：ジャーナリスト 串崎浩氏「司法改革論議の現状と行方」
- 00年11月10日 法政研究会：嶺南大学校法科大学教授 朴洪圭氏「韓国における団体行動権の諸問題」 コメンテーター 吉田美喜夫氏
- 00年11月10日 国際学術交流研究会：ドイツ・ハーゲン通信大学教授 ウルリッヒ・アイゼンハルト氏「1945年以降におけるドイツ民法の変遷」 通訳 出口雅久氏
- 00年11月15日 現代史研究会：国立フランス政治研究所助教授 東京大学法学部客員助教授 Bruno Palier氏「フランス社会保障システムの変容」 コメンテーター 東京大学法学部助教授 中山洋平氏
- 00年11月17日 公法研究会：石村久美子氏「出生前診断の法・倫理」；梅村裕子氏「日本における多文化社会の可能性」
- 00年11月17日 刑事法研究会：和田進士氏「イギリス旧裁判官準則期におけるホールディング・チャージについて」
- 00年11月17日 国際学術交流研究会：韓国放送通信大学教授 金順泰氏「『済州4・3特別法』をめぐる諸問題」；韓国放送通信大学助教授 姜慶善氏「韓国の『民主化運動関連者名誉回復・補償法』の成立と実施をめくって」 通訳 広瀬貴子氏
- 00年11月24日 政治学研究会：藤河恵美氏「介護保険と市民参加」；藤田勇人氏「有権者の投票選択決定過程と選挙媒体」；吉見賢治氏「非核神戸方式の成立」
- 00年11月24日 フランス法研究会：明治学院大学法学部専任講師 蛭原健介氏「現代フランスにおける憲法裁判と立憲政治」
- 00年12月1日 民事法研究会：篠田紘子氏「集合債権譲渡担保」；後藤典彦氏「リース契約の免責条項に対するユーザーの抗弁 - 標準約款(物件の引渡未了・瑕疵担保責任)の検討 - 」；林政助氏「医療水準論 - 医療過誤訴訟における医師の過失の判断基準について - 」；寺田雅氏「抵当権の本質について考え直す - 最判平成11・11・24を契機として - 」；河野綾子氏「日本における法定成年後見制度の類型化の批判」；安田秀香氏「『在日』の家族・人権についての一考察 - 『国籍』を中心として - 」；石川梨枝氏「訴訟物と既判力」；呉慧建氏「著作権法における映画の著作物の保護 - 中国と日本との比較考察 - 」；島佐也加氏「児童虐待 - 保護措置としての里親・養子縁組制度の検討 - 」；高橋はるみ氏「離婚紛争の一括・適切解決について」；上田敦子氏「株主代表訴訟への対応策としての取締役賠償責任保険」；田中圭氏「新株発行の無効原因とその効力について」；小林大介氏「創設された会社分割法制度における『営業』の意義」；谷井道代氏「退職後の取締役の競業禁止義務・忠実義務」；広江政典氏「特許出願手続の審査段階における補正制限主義」
- 00年12月8日 公法研究会：沖原範充氏「自己決定権と自己情報コントロール権 - 性転換を素材にして - 」；中井良信氏「アメリカ福祉改革の憲法政策的考察 - 勤労福祉制を中心として - 」；山田智史氏「建築協定論」；水谷公一氏「生活権補償」；余郷太一氏「譲渡所得における取得費」；藤本純也氏「営業権について」
- 00年12月8日 民事法研究会：福澤光祐氏「公立学校における『いじめ』による自殺と、学校側の責任」；米倉隆洋氏「地震免責条項の効力について - 震災判例を中心に - 」；中川智文氏「プロ野球選手契約の法的研究 - 特にその合理性について - 」；荒川豊氏「欠陥

住宅被害者の救済方法 - 再建築請求の可能性 - ；内藤大作氏「最高裁平成9年3月14日判決を通じて遮断効を考える」；門田征之氏「安全配慮義務と義務構造論」；波多野桐江氏「安全配慮義務と不法行為」；漆川雄一郎氏「患者の承諾を得るための説明と医師の責任 - 説明義務の位置付けについての考察 - 」；加地誠氏「司法書士の裁判実務の方向性」；六川香織氏「宗教団体内部の紛争と裁判所の審判権の限界について」；園部将之氏「新聞の著作物について」；樊皓氏「外国通貨による代金決済」；安田龍延氏「純粋持株会社における株主保護」；崔聖賢氏「個人から法人への無利息貸付けの認定利息について」

00年12月15日 第4回日韓共同研究シンポジウム：釜山大学校法科大学 金昌祿氏「韓日間の過去清算：いま何が求められているのか？」；赤澤史朗氏「戦後日本の戦争責任論の動向」；延世大学校法科大学 金ソンス氏「行政と情報公開」；ソウル大学校法科大学 吳ジョンジン氏「韓国の女性と法現実」 通訳 広瀬貴子氏、京都大学大学院 宋基燦氏

00年12月15日 民事法部門研究会：佐藤敬二氏「福利厚生施策と受給権の保護」

00年12月20日 法学部中谷猛教授退職記念講義：中谷猛氏「政治思想における歴史的予測の問題 - 19世紀ヨーロッパを手掛かりに - 」

01年1月11日 国際学術交流研究会 - グローバル化のなかの市民社会と公共空間 - ：コメンテーター 中谷 猛氏

01年1月26日 プロジェクトA - ナショナル・アイデンティティの変容と多文化主義 - ：川上勉氏「アイデンティティへの道 - サルトル『自由への道』を手がかりに - 」

01年1月26日 民事法研究会：木村和成氏「『不動産賃借権に基づく妨害排除』に関する判例・裁判例の再検証 - 大審院判例・戦前の下級審裁判例を素材として - 」；中川愛氏「私傷病に罹患した労働者の権利」

01年1月27日 中間団体研究会 佐藤敬二氏「アメリカにおける労働組合について」

01年1月30日 デジタル環境下の芸術研究会 大瀬戸豪志「デジタル環境下の知的所有権」

法学部部門別定例研究会：法政研究会・公法研究会・民事法研究会・政治学研究会・  
刑事法研究会

学術研究プロジェクト：人文科学研究所 / 国際言語文化研究所 /  
国際地域研究所 / 衣笠総合研究機構

立命館大学法学部ニューズレター

第23号 (2001年1月)

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町5-6-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>